**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって８番　大宜見洋文議員、９番　石垣大志議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告をいたします。本日、議員から、議員提出案件として、意見書第２号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書、意見書第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書、意見書第４号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書、意見書第５号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書、意見書第６号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書、意見書第７号　南斎場の火葬炉増設についての意見書、決議第３号　議会活性化調査特別委員会の設置決議、７件が提出されており、お手元に配付してございます。次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書が提出されております。また、決議第４号　閉会中の議員派遣についても、それぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

**日程第３．議案第32号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第32号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは総務民生常任委員長の報告をいたします。議案第32号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第２号）　審査の経過　本案は６月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、６月７日に総務部総務課、企画財政課、民生部国保年金課、保健福祉課、こども課、経済建設部都市整備課、産業振興課、教育部学校教育課、教育総務課、生涯学習文化課の各担当部長、課長、職員の出席を求め、審査とまとめを行い、６月９日に採決を行いました。審査の中で、主な内容について６点報告します。１点目、予算書６ページ、14款．国庫支出金、２項．国庫補助金、６目．総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、電気・ガス料金高騰対策支援金等、同交付金を活用し、各自治会をはじめ庁舎を除く公共施設の電気及びガス料金を令和４年度と令和５年度の料金単価を比較し価格高騰分を令和５年度の実績値で算出し支援するとの説明がありました。２点目、予算書10ページ、20款．諸収入、５項．雑入、３目．学校給食収入、学校給食費保護者負担金について、地方創生臨時交付金を活用し学校給食費を12月、１月、２月の３か月分支援するものであり、物価高騰における子育て世帯の負担軽減を図るものであるとの説明がありました。３点目、予算書12ページ、３款．民生費、１項．社会福祉費、10目．臨時福祉給付金事業費、非課税世帯臨時特別支援事業費補助金返還金、価格高騰緊急支援事業費補助金返還金について、令和３年度と令和４年度に行った事業であり、執行率は約97％との説明がありました。４点目、予算書13ページ、３款．民生費、２項．児童福祉費、３目．児童厚生施設費、学童クラブ環境改善事業補助金について、令和５年５月時点で学童クラブ利用児童数は968名、待機児童は56名、学童ですね。56名であります。１施設の閉所はあるものの待機児童解消に向けて、学童クラブ２施設を新設するための補助金であり、事業者は公募により決定するとの説明がありました。５点目、予算書18ページ、10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費、到達度確認問題委託料について、中学校の期末テストを委託することで教員の負担軽減を図り、統一したテストで生徒個人の成績が詳細に分析できるとの説明がありました。６点目、予算書19ページ、20ページ、10款．教育費、２項．小学校費、また３項．中学校費における３目．学校建設費です。小学校、中学校プール日よけ設置工事について、小学校３校、中学校１校の日よけ設置工事である。工事による授業への影響はないとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり、可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第32号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

**日程第４．議案第34号　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負変更契約について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第34号　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負変更契約についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第34号　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負変更契約について　審査の経過　本案は６月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け、質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。６月７日に担当部長、課長、職員の出席を求め、審査を行い、６月７日にまとめと採決を行いました。審査の内容につきまして、報告いたします。執行部から、設計の段階でボーリング調査４か所、工事において試験杭７か所の調査を行ったが、学校新設時において、建設箇所に盛土を行った影響などがあり、変更する杭の本数が多くなったと説明がありました。委員からは、今後は現場の状況に応じて調査箇所を増やすなど、しつかり対応していただきたいと要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第34号　北丘小学校屋内運動場改築工事（建築）の請負変更契約についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定されました。

**日程第５．陳情第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．陳情第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは陳情第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書　審査の経過　本件は、６月６日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、６月９日に委員会を開き、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会から２人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、６月15日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど西銘多紀子議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃し18歳までこども医療費無料制度実現などこども医療費無料制度の改善を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第６．意見書第２号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書**

**日程第７．意見書第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．意見書第２号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書及び日程第７．意見書第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書についてを一括議題といたします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。４番　西銘多紀子議員。

**○４番　西銘多紀子さん**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第２号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　西銘多紀子、賛成者　南風原町議会議員　新垣善之、玉城陽平、大城雅史、岡崎　晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書　経済的条件にかかわらず必要な時に安心して医療機関に受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体によるこども医療費助成制度は、全国でも沖縄でも大きく広がっています。2021年４月１日現在で、18歳年度末まで医療費助成をしている全国の自治体は「通院外来」で47.2％、さらにこの勢いは加速しています。いま高校生世代の困窮も問題になっており、こどもの医療費無料制度も18歳年度末まで拡充すべき状況です。政府は、いわゆる「異次元の少子化対策（試案）」で18歳までの医療費助成へのペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）廃止をここ３年間の課題として条件付きで実施を表明しました。今後よりこどもの医療費無料制度を安定的に運営するためには、国の制度として創設するとともに、全国知事会、市長会、町村会も求めているように政府によるペナルティは直ちに条件を付けずに全廃すべきです。沖縄県では多数のヤングケアラーも報告されており、子育て世帯でも多くのご家庭が困窮している実情があります。少子化対策や子育て支援、こどもの貧困対策の一環として、こどもの医療費無料制度を一日も早く広げ安定運用するために、以下の項目の実施を求めます。

　記　１．こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃すること。２．18歳までの医療費無料化を国の制度として実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和５年６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

　続きまして、意見書第３号を読み上げます。意見書第３号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　西銘多紀子、賛成者　南風原町議会議員　新垣善之、玉城陽平、大城雅史、岡崎　晋、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　条文に関しましては、意見書第２号と同じとなっておりますので割愛させていただきます。それでは記から読み上げていきたいと思います。記　１．こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、直ちに条件を付けず全廃するよう国に求めること。２．18歳までの医療費無料化を国の制度として実現するよう国に要請すること。３．県は市町村と協力して、18歳までの医療費無料制度をより早期に実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和５年６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　沖縄県知事。以上、よろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第２号及び意見書第３号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第２号及び意見書第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第２号及び意見書第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第２号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　これより意見書第３号　「現物給付」への国のペナルティを直ちに全廃することと18歳までこども医療費無料制度早期実現などこども医療費無料制度の改善を求める意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第８．陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は６月６日に当委員会に付託されたものであります。６月７日に委員会を開き、審査を行い、同日、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第４号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第４号　「30人以下学級早期完全実現」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第９．意見書第４号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**日程第10．意見書第５号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．意見書第４号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書及び日程第10．意見書第５号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを一括議題といたします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。５番　伊佐園恵議員。

**○５番　伊佐園恵さん**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第４号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　伊佐園恵、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童生徒の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、ますます教育現場では困難な状況が表れています。日本の学校の「１学級40人」の定数は国際的に見て異常な多さであり、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多い状態です。2021年３月の国会において「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する案が可決し、小学校の学級編成の標準を５年間かけて計画的に35人に引き下げることになりましたが、2010年に文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。学校現場では個々に応じたきめの細かい指導や、ゆとりをもった授業が強く求められており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、１クラスの学級規模を引き下げる必要があります。また、沖縄県はすでに独自の少人数学級施策として、2012年度から順次実施してきました。さらに2021年４月から「35人以下学級」を中学校２・３年生まで拡大しましたが、県独自の施策におけるいわゆる「25人下限」があるために35人以下学級ができない事例もあります。これら「少人数学級」の実現は、次代を担う子どもたちの教育をより良くしていくために必要不可欠な制度であり、実際に日本各地で何らかの形態で「少人数学級」の施策が実施されています。中には沖縄県より進んだ「少人数学級」が実現している他府県も多くあります。しかし、さまざまな教育課題をかかえる沖縄県では、それを解決するための「少人数学級」実現はまだまだ不十分な状況にあります。すべての子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な学校教育を受けられるようにすることは、多くの保護者・教育関係者の願いであると同時に、国はもちろん県・市町村も含めた行政の責任でもあります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の完全実現は急がれる課題になっております。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願うこの要望をご理解の上、お力添えをいただきますよう下記の事項を強く要請いたします。記　一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現を国の責任で行うこと。特に、教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和５年６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。

　続きまして、意見書第５号を読み上げます。意見書第５号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　伊佐園恵、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　条文に関しましては、意見書第４号と同じとなっておりますので割愛させていただきます。それでは記から読み上げていきたいと思います。記　一、閣議決定された政府『骨太方針2021』で検討することを言及した、中学校全学年までの「35人以下学級」を推進すること。一、さらに「30人以下学級」の早期・完全実現ができるよう教職員定数の大幅な改善など人的措置・財政的な措置を国に要請すること。一、県独自にも「30人以下学級」が実現できるよう、枠の拡大や下限条件「25名以上」の引き下げに努力すること。一、「30人以下学級」に伴う教室増等の条件整備を市町村と連携して早急にかつ計画的に行うこと。一、増員される教職員は臨時採用ではなく、正規の教職員をあてるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和５年６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　沖縄県知事、沖縄県教育委員会教育長。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第４号及び意見書第５号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第４号及び意見書第５号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第４号及び意見書第５号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第４号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

　これより意見書第５号　「30人以下学級の早期・完全実現」のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第11．陳情第５号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．陳情第５号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　陳情第５号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情　審査の経過　本件は６月６日に当委員会に付託されたものであります。６月７日に委員会を開き、審査を行い、同日、採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど大宜見洋文議員より意見書を提出いたします。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第５号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第５号　「義務教育費国庫負担堅持及び２分の１復元」のための意見書採択を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第12．意見書第６号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．意見書第６号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題といたします。本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。８番　大宜見洋文議員。

**○８番　大宜見洋文君**　それでは読み上げて提案いたします。意見書第６号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大宜見洋文、賛成者　南風原町議会議員　石垣大志、大城重太、當眞嗣春、伊佐園恵、金城憲治、知念富信。「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備の意見書　日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。そのための財政的な保障は、国の絶対的な責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを断続的に行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、2006年の三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「２分の１」から「３分の１」に引き下げられました。教育予算について、ＧＤＰに占める教育費の割合は、ＯＥＣＤ加盟国の中で日本は最下位となっているのが現状です。現在、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。子どもたちの教育に、地域による格差があってはなりません。憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。そこで、貴職におかれましては、このような状況を認識していただき、すべての子どもたちの教育条件の整備のため、下記事項の実現に向けて最大限の努力を払われますよう要望いたします。記　一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を(２分の１以上に)拡充すること。一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。一、教育関係予算を増額し、充実させること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和５年６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　内閣総理大臣、文部科学大臣。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第６号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第６号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第６号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第６号　「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第13．意見書第７号　南斎場の火葬炉増設についての意見書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．意見書第７号　南斎場の火葬炉増設についての意見書についてを議題といたします。まず本案に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは提案いたします。提案に先立ちまして、まず今回の意見書ですが、去る６月議会の全協で、派遣議員である大城重太議員からの報告により、問題を共有し、そして議長と議運委員長のご理解の下、議会全員で共有した中で、議運にて早急に取りまとめた意見書であります。町長をはじめ担当部局には、是非とも後押しをお願いしたいと思います。それでは読み上げて提案をいたします。意見書第７号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　照屋仁士、賛成者　南風原町議会議員　知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、大城雅史、玉城陽平。南斎場の火葬炉増設についての意見書　上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出をいたします。

　南斎場の火葬炉増設についての意見書　令和２年度国勢調査確定値によれば、沖縄県の65歳以上の高齢化率は22.6％となっており、前回調査よりも2.9ポイント上昇しています。本町における高齢者人口及び高齢者率は、平成30年３月末時点で6,700名（17.3％）、令和４年３月末時点で8,031名（19.9％）と共に増加傾向にあります。また、南斎場関係３市３町の利用実績件数も運用開始翌年の平成27年度1,876件に対し令和４年度利用実績が2,708件と1.3倍増となっており、全体実績においても平成27年度2,885件から令和４年度4,162件と1.44倍の件数増となっております。そのような影響を受け、ご遺体の火葬を１週間以上も待たされる遺族もおられ、その間ご遺体を安置する費用負担や精神的負担を強いられ、利用者からの相談も多数寄せられており、業務改善が必要であります。南斎場については、当初計画が８炉であったことから２炉の施設スペースは確保されており、増設することにより待機者の改善、並びに施設の長寿命化にもつながるものだと考えられます。つきましては、南斎場の利用者負担の軽減を図るため、下記の事項について十分な対応を講じられますよう強く要望します。記　一、南斎場の火葬炉の２炉増設について早急に取り組むこと。一、増炉までの町民への負担軽減を図る施策の実施を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和５年（2023年）６月16日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先　南部広域市町村圏事務組合理事長。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第７号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって意見書第７号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第７号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第７号　南斎場の火葬炉増設についての意見書についてを採決します。本案について可決することに賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第14．決議第３号　議会活性化調査特別委員会の設置決議**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．決議第３号　議会活性化調査特別委員会の設置決議についてを議題とたします。まず本件に関し、提出者からの趣旨説明を求めます。１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　それでは読み上げて提案いたします。決議第３号。令和５年６月16日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　玉城陽平、賛成者　南風原町議会議員　浦崎みゆき、知念富信、照屋仁士、新垣善之、石垣大志、大城勇太、西銘多紀子。議会活性化調査特別委員会の設置決議　南風原町議会基本条例は、本町の議会において「最高規範」として位置づけられており、町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的として定められたものです。本条例の第28条第１項に「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。」また、第２項には「議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。」とされています。このため、本町議会は、議会機能をより発揮するとともに、人口増加やＤＸ、デジタル化等の日々変化する地方自治体の課題解決に向け、議会活性化に関する調査、議会基本条例の検証などを調査・検討するため、「議会活性化調査特別委員会」を設置する必要があります。よって、本町議会にみだしの特別委員会を設置するよう、会議規則第14条の規定によって提出します。１　名称　議会活性化調査特別委員会。２　設置根拠　地方自治法第109条及び南風原町議会委員会条例第３条。３　目的　議会活性化、議会改革等に関すること。４　委員の定数　８人。５　調査期限　調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。以上、提案いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております決議第３号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって決議第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより決議第３号　議会活性化調査特別委員会の設置決議についてを採決します。本件について可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本件は、可決されました。

　お諮りします。ただいま設置されました議会活性化調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第５条第３項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、議会活性化調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

　これから議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行います。委員会条例第７条第１項の規定により、正副委員長の互選の場所を委員会室１と定めます。

　しばらく休憩します。

休憩（午前10時54分）

再開（午前11時01分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。

　これから諸般の報告を行います。休憩中に議会活性化調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に届きましたのでご報告いたします。議会活性化調査特別委員会委員長に玉城陽平議員、副委員長に西銘多紀子議員が互選されたとの報告がございました。これで諸般の報告を終わります。

**日程第15．陳情第28号　インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**日程第16．陳情第２号　日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．陳情第28号　インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）及び日程第16．陳情第２号　日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）の２件について一括議題とします。経済教育常任委員長から、委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第17．決議第４号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．決議第４号　閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

　続きまして、ただいま決定していただきました議員派遣の日時、場所、派遣議員等の内容の変更については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、議員派遣に関する内容の変更については、議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和５年第２回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時05分）